

令和2年11月25日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

令和2年12月10日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案の総括審議

第3 発議案第2号の上程説明並びに審議

# 茂原市議会定例会会議録（第5号）

令和2年12月10日（木）午後1時00分 開議

○議長（ますだよしお君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議長の報告

○議長（ますだよしお君） ここで報告します。

去る9月定例会から継続審査となっております案件、並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議事日程

○議長（ますだよしお君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 特別委員会中間報告の件

○議長（ますだよしお君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 市原健二君から報告を求めます。

（茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 市原健二君登壇）

○茂原駅周辺活性化特別委員会委員長（市原健二君） 皆さん、こんにちは。ただいまから、茂原駅周辺活性化特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、11月25日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、茂原駅前通り地区土地区画整理事業の進捗状況について、都市計画道路桑原八千代線の進捗状況について及び商業についての報告を受けましたので、その内容について申し上げます。

まず、茂原駅前通り地区土地区画整理事業の進捗状況についてですが、令和2年度は4件の建物移転補償を実施。執行見込額は1億2081万8000円で、年度末の累計執行率は、事業費ベースで42.37%となる。事業計画書上の全棟数267棟のうち107棟で、補償率40.07%となる見込みであります。

共同利用化事業については、意欲ある地権者や商業者が組合を設立し、自ら建設・運営する自力建設方式及び開発業者等のデベロッパーに建設運営を依頼するデベロッパー方式の2つの手法について検討したが、今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の急激な変化を踏まえ、地権者の意向により見送ることとした。

今後の整備方針としては、事業効果が目に見えるようにするため、区域内を通る都市計画道路である高師町下井戸線とひこぼし線の早期完成を図った上で、土地利用の活性化につなげたいとのことでありました。

これに対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「高師町下井戸線とひこぼし線の完成年度はいつか」との質疑に対し、「令和7年度の完成を目指す」との答弁がありました。

次に、「土地区画整理事業の事業認可上の完了年度は令和13年度だが、事業費ベースでの実際の完了はいつ頃の見込みか」との質疑に対し、「年間約7億円の予算で事業実施した場合、令和13年度に完了予定だが、年度の予算額によって延伸となる」との答弁がありました。

次に、「権利者は世代交代していくが、後継者の意見を聞いているか」との質疑に対し、「平成30年度に建物移転に関するアンケートを実施し、権利者の意見を把握している」との答弁がありました。

また、委員より、「財源を試算した上で、現実的な事業完了の見込みを精査されたい」との意見がありました。

次に、都市計画道路桑原八千代線の進捗状況についてですが、本事業は、昭和60年12月17日から令和7年3月31日までの事業認可期間で、事業区間1093メートル、幅員16メートルで計画及び事業実施しており、桑原地区、継続地区を重点的に進めている。

執行状況については、全体1093メートルのうち410メートルが整備済み、進捗率は37.5%。用地については、全体で1万5334.57㎡のうち9338.69㎡が買収済みで、進捗率は60.9%である。建物等の補償については、全体62件のうち49件が実施済み、進捗率は79%。事業費ベースで、全体事業費55億円のうち32億6828万4000円が執行済み、進捗率は59.4%である。

桑原地区における懸案事項は、道路詳細設計において、都市計画決定の変更事務や県道部分の拡幅工事が必要となり、事業期間の延伸が想定されることである。

継続地区においては、これまで未確定であった用地境界が本年6月に確定。その後、道路築造やイオン開発道路との接続等に関する協議を行い、現在は面積の確定作業を行っている。今後の買収については、共有者の代理人である弁護士と状況確認をしながら、早期に用地取得が

できるよう取り組んでいく。継続地区の道路整備は、茂原駅周辺の活性化に直結するものであることから、用地取得ができ次第、工事を実施し、早期完成を目指すとのことでありました。

これに対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「路線名称が桑原梅田線から桑原八千代線に変更となった理由は」との質疑に対し、「長期未着手の路線については、見直しをするよう国から指示があったことにより、令和元年8月に見直しを行った」との答弁がありました。

次に、「3年で事業を予定している箇所について、予定どおり用地取得できるか」との質疑に対し、「担当部署とすれば、3年で買収を予定している」との答弁がありました。

次に、「継続地区におけるイオンの最新の情報及び協議の状況は」との質疑に対し、「南側のイオン開発道路は、9月にインフラ整備、車道の整備が完了している。店舗については、テナント募集をしているが、コロナ禍の影響により決まっておらず、規模や工事着手のめどが立っていない。また、ホテルについても見通しが立っていないとのことである」との答弁がありました。

次に、商業について説明がありました。

商店街の現状については、平成28年に商業に関する意識調査を実施した結果について報告があり、事業者の半数以上が営業年数25年以上の個人事業主であり、年齢も65歳以上と高齢化している。後継者については、約55%が不在であり、閉鎖店舗については、約60%が賃貸の意向がなく、再利用の意向については、約47%が特に決めていないと回答しているとのことでした。

また、商業に対する取組については、補助金等の交付による活性化支援として、商店街共同施設整備事業等補助金や商工業振興共同事業補助金等の実施状況について説明を受け、中心市街地活性化基本計画については、新たな計画の策定は、おおむね5年以内に実施可能な基本計画でなければならず、商店街の基盤となる駅前通り地区区画整理事業や街路事業が、厳しい財政状況により当初の計画から著しく遅れているため、早急に中心市街地活性化基本計画を見直しとすることは困難な状況であるとのことでありました。

これに対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「区画整理事業が遅れており、中心市街地活性化基本計画の見直しは困難ということだが、国の認定を受ける、受けないは別として、計画の見直しは全く行わないのか」との質疑に対し、「中心市街地活性化法が平成18年に改正となり、それに則って計画をつくる場合、準工業地帯を特別用途地区として指定する必要があるため、それにより立地の規制がかかってしまい、大きな影響を及ぼす可能性があるため、今すぐに計画を見直す考えはない」との答弁がありま

した。

次に、「まちづくりの方向性を決める際、大型店舗との協力等の関わりについて、どのように考えているのか」との質疑に対し、「大型店舗の進出だけでなく、インターネットによる商品購入等も商店街への客足が減る要因と考えるが、いい関係づくりは意識していきたい。商業的な振興の中で、何かできることがあれば、考えていきたい」との答弁がありました。

また、委員より、「起業家のまちとしてのイメージが持てるよう、市が空き店舗を借り上げる等の起業家育成のための支援を検討されたいとの意見や、商工会議所とさらに連携し、押し進めてほしい」との意見があったところであります。

これらを踏まえ、本委員会としては、引き続き茂原駅周辺地域の現状並びに課題の把握に努め、事業の進捗状況を注視するとともに、関係部局との連携を保ち、関連事業の推進に向けて協議検討していくことといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 議案の総括審議

○議長（ますだよしお君） 次に、議事日程第2「議案の総括審議」を議題とします。

まず、9月定例会から継続審査になっております案件、並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、決算審査特別委員会委員長 中山和夫君から報告を求めます。

（決算審査特別委員会委員長 中山和夫君登壇）

○決算審査特別委員会委員長（中山和夫君） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

9月定例会に上程されました認定案第1号「令和元年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定」については、9月11日の本会議において、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とされたところであります。

本委員会は、審査日程を10月6日から8日までの3日間とし、慎重に審査をいたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、審査経過であります。10月6日、全員協議会室において委員会を開会し、市長に対する総括質疑と、企画財政部長から決算概要の説明を求めるとともに、引き続き令和元年度に実施された諸事業の中から「内水対策関連事業 長清水水門」及び「小学生管理補修費 五郷小学校の空調設備設置工事」の現地視察を行い、執行状況とその成果について確認した次第で

あります。

10月7日及び8日は、全員協議会室において委員会を開会し、現地視察及び監査委員の決算審査意見書等を踏まえ、決算書細部について審査を行いました。

次に、本市の令和元年度一般会計決算規模であります。歳入総額は340億2985万円余、歳出総額は318億8223万7000円余、歳入歳出差引額は21億4761万2000円余であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は15億5893万5000円の黒字決算となりました。

次に、歳入歳出の主なものについて申し上げます。

まず、歳入ですが、幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金の皆増、災害に係る特別交付税の増、災害救助費負担金や参議院議員選挙委託金の皆増、財政調整基金繰入金の増、空調設備整備事業に伴う義務教育施設債の増等により47億8978万円余、16.4%の増となりました。

次に、歳出ですが、総務費では、茂原市民会館等建設基金積立金の増等により2億3054万円余、8.7%の増に、民生費では、昨年10月25日の大雨による災害救助事業の皆増等により6億5535万円余、5.9%の増に、衛生費では、長生郡市広域市町村圏組合清掃事業負担金の増等により3億5523万円余、13.3%の増に、商工費では、企業立地促進事業の減等により1億5017万円余、17.4%の減に、土木費では、茂原駅前通り地区土地区画整理事業の増等により1億1222万円余、3.9%の増に、教育費では、共同調理場建設事業の増等により18億4604万円余、64.3%の増に、災害復旧費では、昨年10月25日大雨による災害復旧事業の皆増等により2億6006万円余、763.3%の増となり、これらの結果、歳出全体では29億8710万円余、10.3%の増となりました。

審査においては、令和元年度の施政方針で掲げた施策が計画どおり実施され、市民福祉の向上、生活環境の整備が図られたか。また、最少の経費で最大の効果を上げ、可能な限りの財源確保と行財政改革の推進が図られたか。市民要望に対し耳を傾け、その実現に努めたか。事務事業の適正な選択に努めたか等々の観点から審査した結果、各委員から多くの質疑、意見、要望がありました。

まずは、開会日冒頭の市長に対する総括質疑の主なものを申し上げます。

まず、「不用額が多いと、市民生活に還元していないとの批判が出るおそれがあるが、令和元年度決算の不用額及び財政調整基金について、どう考えるか」との質疑に対し、「予算はできる限り正確に見積もるべきであり、多額の不用額が生じことは好ましいとは考えていないが、昨年度は、災害対応に支障のないよう最大限の被害想定を行ったことから、災害復旧関係で約

7億9500万円余、予備費で9700万円余等の不用額が発生した。また、財政調整基金については、令和元年度は、厳しい財政状況に加え、災害対応を行ったことから18億9500万円余の財政調整基金を取り崩し、財源不足を補填した。緊急時に備え積み立ててきた財政調整基金により、迅速に災害対応ができたものとする」との答弁がありました。

次に、「災害復旧関係等で不用額が見受けられるが、今後、災害が起きた際、具体的にどのような対策を考えているのか」との質疑に対し、「浸水対策あるいは内水対策について、とにかくスピード感を持って行っていくことを県に強く要望し、また、市においても実施しているところである。千葉県では152億円の河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、一宮川改修事務所が設置され、改修事業は粛々と進んでいる」との答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、社会が変わっていくと思われるが、決算の反省を踏まえ、来年度以降に向け、市政運営の在り方どのように考えるか」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症の拡大は、市内の企業、商店街も含め地域経済に与える影響が想像以上に大きい。新しい生活様式としてテレワーク・リモートワークにも対応できるよう検討し、企業群を茂原市に取り込むような施策を検討していく。今後は、財政調整基金に頼らざるを得ないことも考えられるため、来年度の予算編成は慎重に行っていく」との答弁がありました。

次に、「昨年、本市は大災害に見舞われ、死者及び多くの被害が発生し、これらが決算上、災害復旧費に如実に表れているが、災害時の市内業者との連携体制については、どのようになっているか」との質疑に対し、「市内業者とは、平成8年に茂原市建設業組合と、地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定を結んでおり、災害応急業務の連携を図るとともに、災害の未然防止及び災害発生時の迅速な緊急対応に努めていただいている」との答弁がありました。

次に、「茂原市民会館等建設基金積立金を毎年少しずつ積み立てているが、目標額は幾らか」との質疑に対し、「基本計画では、概算事業費を71億円としている。昨年の災害により、具体的に幾らとは申し上げられないが、一般財源の負担17億2000万円が1つの目安になると考えている。今現在の積立金は約1億2000万円である」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところではありますが、結果として、令和元年度一般会計決算は、委員長を除く出席委員10名のうち、賛成する者4名、反対する者6名で、賛成少数により不認定することと決定いたしました。

賛成者から、本案を賛成するにあたり、附帯意見がありましたので、申し上げます。

1. 財政調整基金を活用し、躊躇なく復旧事業に取り組んだことは大いに評価できるが、維持補修費が極端に少ないため、施設の適正管理のための予算編成をされたい。

1. 単年度収支黒字化等の改善が認められる部分もあるが、15億円余の実質収支については、もう少し市民要望や市民生活の改善、質の向上等に充てられたのではないかという見方もある。決算審査で指摘された点を改善しながら、引き続き、市民のための予算編成及び執行に取り組まされたい。

1. 災害に対し、いち早く財政調整基金を取り崩し、補正予算で災害復興に取り組んだことは評価できる一方で、多くの市民要望に答えられていない点もある。市民の安心安全のための災害に強いまち、茂原を目指されたい。

1. 予想を超える風水害及び新型コロナウイルスの対応で不用額が出たと考えるが、今後はこの経験を生かし、不要額が大きくなるよう努められたい。

次に、反対者の意見について申し上げます。

「昨年、大雨等の理由はあるが、全体的に不用額が目立つこと、防犯灯の東京電力からの二重請求について、意識がないと思われること、北部認定こども園のプロパンガス倉庫に関連した工期遅れは事前調査不足と考えられること等の理由により、本決算には反対である」。

「選択と集中により事業精査が行われていること、昨年の相次ぐ災害対応は、おおむね良好であったこと、不用額については、最大限の被害を見積もっての対応であったということは理解できるが、本納小学校の移転に関する崖の対処、市内小中学校の空調設備の工事については、納得のいく説明を得ることができなかった。これらの理由により、本決算には反対である」。

「消費税増税、大洪水、期末のコロナ禍等により、市民の困窮度合いが増す状況下の当該年度において、中小企業や農業への支援は小規模とはいえ評価されるが、消費税増税に伴う公共施設利用料の引上げ等による市民の負担は増幅され、プレミアム商品券事業が不振だったことは、増税対策としては無策であった。

内水対策事業では、住民の命、暮らしを守る姿勢が示されたが、翌年度の台風シーズンを迎え打つには十分であったとは言えない。

学校統廃合事業は多くの反対意見があり、強引さ及び拙速性を示しており、許し難い。

教育福祉、社会福祉では、教育扶助、就学援助等、障害福祉では介護給付等、当局の真摯な姿勢、子育て支援の努力も伺えるが、給付型奨学金の創設や給食費の無償化、国保財政の法定外繰入れによる住民の負担軽減に努めるべきであった。

歳入においては、徴収強化が続き、徴税の外部委託のような違法性を問われる施策もある。



公共の福祉を旨とする自治体の使命としては、市民の懐を温めた上での税収の確保政策が行わなければならない。自治体の本分である、国の悪政から市民生活を守る観点からの予算執行には十分とは言えない本決算には反対である」。

「教育費の空調設備設置工事費は、近隣の市町村と比較すると工事費が高額であったこと、また、学校統廃合の問題は地域住民、保護者等への説明が不十分であり、地域を二分し、人間関係と地域コミュニティの破壊にもつながると考えられることから、本決算には反対である」。

「市民福祉の向上、市民生活の充実、産業経済活性化の取組等、評価できるところはあるが、本納小学校の本納中学校敷地内への移転については、住民の声を十分聞くことなく、拙速に建設設計を進め、また建設場所も多くの課題があり、子どもたちの教育環境の悪化が懸念される。これらの理由により、本決算には、反対である」。

「小中学校の統廃合については、市町村合併に値する重要な問題であり、保護者、地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める必要があるが、住民不在で教育所管の考えが顕著に表れた縦割り行政が行われた。拙速、強行姿勢の予算執行は理解できない内容であり、本決算には反対である」というものであります。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から市当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、その主なものを申し上げます。

1. 茂原長柄スマートインターチェンジのPRに努め、利用台数の増加を目指し、地域活性化につなげられたい。

1. シティプロモーションについて、大きなスペースを活用しての周知、PRビデオを作製するなど、市として積極的にPRに努められたい。

1. 不用額を精査し、市が社会的弱者に対し温かい手を差し向けるような施策を検討されたい。

1. 子どもの読書活動推進事業について、創意工夫し、小学生、中学生が本に親しむ文化の醸成に努められたい。

1. 自助、共助は市民自ら行うことであるが、市民の安全安心を確保し、福祉の増進を図る公助を前面に出した政策を心がけられたい。

1. 自主防災組織を設立していない自治会または設立を検討している団体に対し、感染症対策備品の購入支援として、補助金の交付を検討されたい。

1. 商店街の空き店舗の解消に努め、まちに賑わいを取り戻すため、情報収集に努めるとともに、必要な施策を講じ、中心市街地の活性化に取り組まれたい。

1. 昨年の災害を教訓に、風水害だけでなく地震等の災害も含め、市の防災体制のさらなる強

化に努められたい。

1. 職員の能力・資質向上のため、職員研修費の充実に努められたい。

1. 歴史ある六斎市を残していくため、手厚い支援をするとともに、活性化につながる施策を講じられたい。

以上が、決算審査特別委員会の報告であります。本会議におきましても慎重審査賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 次に、総務委員会委員長 小久保ともこ君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 小久保ともこ君登壇）

○総務委員会委員長（小久保ともこ君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案3件について、12月4日の本会議終了後、全員協議会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第1号「令和2年度茂原市一般会計補正予算（第6号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4917万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8608万3000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、商工費、新型コロナウイルス感染症対策事業について、「小規模事業者持続化サポート補助金の内容は」との質疑に対し、「販路の拡大や機器の導入など、積極的な投資を行った小規模事業者で、国の小規模事業者持続化補助金の対象となった方が対象で、件数は28件を想定している」との答弁がありました。

次に、教育費、家庭学習奨励費について、「図書カードを配付することだが、配付の時期や金額、対象人数は」との質疑に対し、「補正予算可決後、速やかに配付したいと考えている。金額は、児童生徒1人あたり5000円で、小学校は3899人の児童に、中学校は2059人の生徒に配付しようとするものである」との答弁がありました。

次に、繰越明許費補正について、「民間認定こども園整備助成事業の内容は」との質疑に対し、「五郷保育所の解体工事についての予算であり、事業名は助成事業となっているが、市で解体するものである」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「事業名と内容が異なることになるため、今後は留意されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「茂原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「令和3年4月1日から施行とのことなので、令和3年1月1日には20日間の年次有給休暇が付与されると思うが、経過措置はどのようになっているか」との質疑に対し、年単位から年度単位に切り替えることで、初年度は令和3年1月1日から令和4年3月31日までの15か月間となってしまうことから、令和3年1月1日に付与される20日間に加え、令和3年4月1日に5日間の年次有給休暇を追加することで対応していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「茂原市延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「延滞金という文言が追加されることによる影響は」との質疑に対し、「取扱いに変更が生じるものではないため、特に影響はない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 次に、教育福祉委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 向後研二君登壇）

○教育福祉委員会委員長（向後研二君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され、継続審査となっておりました認定案3件及び今定例会において付託されました議案4件について、11月4日及び12月4日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まずは、9月定例会において付託されました認定案3件について、報告いたします。

初めに、認定案第2号「令和元年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額112億3467万571円に対し、歳出総額99億2234万3889円で、歳

入歳出差引額13億1232万6682円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「高額療養費の内容は」との質疑に対し、「高額療養費制度は、被保険者の同月内の医療費負担が高額になり、自己負担限度額を超えた場合、申請して認められれば、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給される制度である」との答弁がありました。

次に、「不納欠損額が多いが、その内容は」との質疑に対し、「地方税法に基づく不納欠損の対象者数736人、総額9464万5258円の主な内容は、滞納処分の執行停止が3年間継続し、徴収権が消滅したものが650人で6411万8887円、滞納処分の執行停止中に徴収権の時効を迎え、徴収権が消滅したものが435人で2368万5571円である」との答弁がありました。

次に、「特定健康診査の過去3年間の受診率の推移は」との質疑に対し、「特定健康診査の受診率は、平成29年度32.08%、平成30年度31.39%、令和元年度34.19%である」との答弁がありました。

また、委員より、「動機付け支援、積極的支援の参加者数がまだ少ない。受診勧奨と併せて、動機付け支援と積極的支援、また運動教室への参加の重要性について、積極的な周知を図りたい」との意見や、「国民健康保険税については、広域化で2回ほど引下げを行い、県の平均より安いとのことだが、市民から全体的に高いとの声があり、もっと軽減策を充実させる必要があると考えるので反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第2号については、賛成多数により認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「令和元年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額78億2435万7991円に対し、歳出総額75億639万3979円で、歳入歳出差引額3億1796万4012円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在、基金残高が約7億円あり、かなり増えているが、介護保険料の軽減に対応していくのか」との質疑に対し、「介護保険料の軽減については、現在第8期計画を策定中であり、第7期計画より基準額を増額するのか減額するのか検討している。なるべく被保険者の負担を軽減できるよう、基金を活用したい」との答弁がありました。

次に、「福祉用具購入費給付事業と住宅改修費支給事業の内容と成果は」との質疑に対し、「福祉用具購入費給付事業は、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、

簡易浴槽、移動用リフトのつり具を購入した際、10万円を限度に助成する事業であり、令和元年度は318件申請があり、平成30年度に比べ、件数は68件減、金額は154万342円減となった。次に、住宅改修費支給事業は、手すりの取付け、引き戸への扉の取替え、段差の解消、洋式便器等への便器の取替えなど、住宅改修をした際、20万円を上限に助成する事業であり、令和元年度は308件申請があり、平成30年度に比べ、件数は7件減、金額は156万1772円減となった」との答弁がありました。

次に、「県内において権利擁護センターを既に設置している自治体があるが、成年後見制度の利用促進のため、本市としては、今後どのような取組を考えているのか」との質疑に対し、「成年後見制度の利用促進のため、パンフレットを作成し、高齢者支援課、地域包括支援センター、茂原市社会福祉協議会などで配布し周知している。また、年に4回程度、成年後見制度に特化した行政書士会の無料法律相談会を実施している。現在のところ、権利擁護センターの立ち上げについては考えていないが、今後も引き続き、地域包括支援センターや茂原市社会福祉協議会などを紹介しながら相談に乗っていきたい」との答弁がありました。

また、委員より、「権利擁護は成年後見を含め、地域福祉の課題であり、包括的支援体制や包括ケアシステムの中に成年後見の問題を位置づけることが重要と考える。権利擁護センターの設置を考えていないということだが、設置することによって、包括的支援体制の構築が可能になる。設置も含め、日常生活自立支援事業との連携について、前向きな検討をされたい」との意見や、「基金が約7億円あり、非常に多くなっている状況である。ぜひ第8期計画で介護保険料の軽減に努められたい」との意見や、「これから介護保険制度はますます重要となる。多様な主体によるサービスの提供などを含め、関係機関との連携を取って、地域包括ケアシステムの構築をお願いしたいので、賛成する」との意見や、「介護保険料は国民健康保険税と比べ、人数は多くはないが、少なからず滞納されている方がいる。軽減策や減免制度の充実が必要であるので反対する」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第5号については、賛成者多数により認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「令和元年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額11億9888万3586円に対し、歳出総額11億5956万8451円で、歳入歳出差引額3931万5135円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「コンビニ収納業務委託料の内訳は」との質疑に対し、「令和2年度からコンビニ収納を導入するため、その準備費用として、株式会社千葉銀コンピューターサービスにおいて実施する納付済通知書のデータ化処理やL G W A N回線でのデータ送信のための環境整備費用として60万5000円。株式会社D S Kにおいて、基幹系システムに納付済通知書のデータを反映させるシステム構築費用として128万8656円である」との答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療保険料率の推移は」との質疑に対し、「第4期、平成26年・27年度は均等割3万8700円、所得割7.43%。第5期、平成28年・29年度は、均等割4万400円、所得割7.93%。第6期、平成30年・令和元年度は、均等割4万1000円、所得割は7.89%である」との答弁がありました。

次に、「短期被保険者証の取扱いは」との質疑に対し、「後期高齢者医療制度では、6か月の短期被保険者証を交付している。更新の際に納付相談の通知をし、納付を求めているが、それでも相談しない場合には、引き続き6か月の短期被保険者証を交付している」との答弁がありました。

また、委員より、「年金で生活している高齢者の保険料がどんどん上がっている。保険料に対する軽減策のさらなる充実が必要と考えるので、反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第6号については、賛成多数により認定することと決定しました。

続いて、今定例会において付託されました議案等について報告いたします。

初めに、議案第2号「令和2年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3324万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億7575万9000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「一般職人件費にある費用弁償の内容は」との質疑に対し、「パートタイムの会計年度任用職員に対する通勤手当である」との答弁がありました。

次に、「介護保険電算システム事業のシステム改修委託料と介護保険運営事務の介護保険指定管理システム委託料について、委託先とシステムの違いは」との質疑に対し、「介護保険電算システム事業の委託先は株式会社D S Kであり、被保険者情報の管理システムである。介護保険運営事務の委託先はニッセイ情報テクノロジー株式会社であり、市が指定する事業所情報の管理システムである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「茂原市老人いこいの家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「廃止後の取扱いは」との質疑に対し、「庁内で検討中であり、未定である」との答弁がありました。

また、委員より、「茂原の顔とも言えるところであるので、空き家のまま放置しないようお願いしたい」との意見や、「公園の中に休憩室や授乳所等、公園のインフラとして今後必要となってくるので、公園の設備として有効活用を関係部署と連携し、検討されたい」との意見や、「今まで利用していた方々に対し、ほかの施設を案内するよう努めてほしい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案案第8号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第9号「財産の取得について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「タブレット端末を導入することにより、どういった利点があるのか」との質疑に対し、「例えば、授業の際に、児童が黒板などに書き写していたものを端末に入力することにより、その内容を全ての児童が端末を通じて共有することで、効率よく進めることができる」との答弁がありました。

次に、「教員は今でも過重労働であるが、教員自身が端末操作を時間外に覚えることにより、さらなる負担にならないか」との質疑に対し、「端末操作を覚えるために、ICT支援員等を活用するなど、勤務時間外に多くの時間を取られてしまわないよう、現場の声を聞き、研修の機会をうまく設けていきたい」との答弁がありました。

次に、「入札方法と仮契約の相手方をどのように決定したのか」との質疑に対し、「21社による指名競争入札を実施し、最低価格の応札があった業者と仮契約をした」との答弁がありました。

また、委員より、「全ての児童が端末を使いこなせるよう、丁寧な説明等をお願いしたい」との意見や、「復習するためにも、授業内容を見返すことができるようにしていただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については、全員異議なく可決すること

と決定しました。

次に、議案第11号「損害賠償額の決定及び和解について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「何人体制で草刈り作業をしていたのか。また、今後の防止対策は」との質疑に対し、「授業中であったため、職員1名で草刈り作業をしていた。今後の防止対策としては、必ず2名以上の職員で対応し、ネットを張るなどの飛散防止対策を取りながら行うよう各学校に指導した」との答弁がありました。

次に、「損害賠償額が高額であるが、その理由は」との質疑に対し、「損害賠償額が高額になった理由は、新車登録から1か月以内の車両に対する賠償、飛散したガラスがフロントガラス内に入ってしまったことによるフロントドア自体の交換、酒々井町にある修理先までのレンタカー代、修理先の新型コロナウイルス感染症対策のための分散勤務による修理期間の延伸に伴うレンタカー代などである」との答弁がありました。

また、委員より、「以前にも再発防止を求めている中で起こってしまった事故である。さらなる指導を徹底されたい」との意見や、「保険会社を通していても、損害賠償額があまりにも高額である。以前にも同様な事故があり、警鐘を鳴らすためにも反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号については、賛成者、反対者同数であったため、茂原市議会委員会条例第17条第1項に基づき、委員長の決するところにより可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 次に、建設経済委員会委員長 山田広宣君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 山田広宣君登壇）

○建設経済委員会委員長（山田広宣君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され、継続審査となっておりました認定案3件、並びに今定例会において付託されました議案2件について、10月23日及び12月4日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、継続審査となっておりました認定案3件について報告いたします。

最初に、認定案第3号「令和元年度茂原市特別会計農業集落排水事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。



本特別会計の決算は、歳入総額 3 億9761万7823円に対し、歳出総額 3 億6568万2718円で、歳入歳出差引額3193万5105円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「農業集落排水事業の普及率は」との質疑に対し、「分担金を納めていただいている加入戸数に対しての接続戸数の割合は89%である」との答弁がありました。

次に、「普及率が上がらない理由として分担金が挙げられるが、当局はどのように考えているのか」との質疑に対し、「建設費の償還が30年ということで、分担金50万円と設定した。近隣の市町村でも40万円から60万円の間で設定している。加入について、できる限りお願いしている状況である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第 3 号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第 4 号「令和元年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額7907万6189円に対し、歳出総額7622万4859円で、歳入歳出差引額285万1330円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「指定管理者納付金で、一定の基準以上に達した場合、割り増して納付金を納めていただけると認識しているが、令和元年度の実績は」との質疑に対し、「料金収入が指定管理者による収支計画書に基づく5306万5000円を超えれば、分配金という名目で、超えた金額の2分の1を納付していただくことになる。実績については、5187万7905円であったため、分配金の納付はなかった」との答弁がありました。

次に、「土地の賃貸借期間が令和 3 年 1 月から30年間とのことだが、今後、駅周辺が変わっていくと考えられる中で、30年という長い期間とした理由は」との質疑に対し、「南口公共駐車場は、茂原市として継続的に実施する事業であり、今後必要である。また、旧借地法により、契約更新の際の期間は30年となっていることから、30年間としたところであるが、事業廃止時の中途解約条項を契約書の中に記載する予定である」との答弁がありました。

次に、「現在の駐車場は二十数年経過しており、今後30年間となると耐用年数を超えてしまう。その際は、更地にして返還するのか」との質疑に対し、「30年後については未定だが、契約書においては、返還する場合は更地にして返還することとなっている」との答弁がありました。

また、委員より、「契約期間30年については、民民であれば考えられるが、自治体において、このような長期間は通常考えられない。よって、本認定案には反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第4号は、賛成者多数により認定することと決定しました。

次に、認定案第7号「令和元年度茂原市下水道事業会計決算認定について」申し上げます。

収益的収支の決算額について、収益的収入は13億8666万9566円、収益的支出は13億970万8666円でありました。資本的収支の決算額について、資本的収入は6億722万2343円、資本的支出は10億5860万699円でありました。

なお、不足する4億5137万8356円については、引継金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものでありました。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「下水道使用料の見直しについては、長年行われていないが、公営企業会計に移行し、現在の使用料が適正かどうか判断できるようになったのか」との質疑に対し、「使用料の改定については、平成10年以降行っていない。今年度に経営戦略を策定し、その中で判断していきたい」との答弁がありました。

次に、「施設の老朽化が進んでいると思うが、今後の維持管理について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「平成4年から、補助事業を活用して処理場の改築や修繕を実施している。平成25年からは長寿命化計画、平成30年からはストックマネジメント計画に基づき、ポンプ場の管渠施設などを含め、計画的に改築修繕していく考えである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第7号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、今定例会において付託されました議案2件について報告いたします。

最初に、議案第12号「指定管理者の指定について」申し上げます。

本案は、第1茂原農産物直売所及び第2茂原農産物直売所の指定管理者について、指定期間が令和3年3月31日で終了するため、新たに指定するものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「農事組合法人旬の里ねぎぼうずの現在の組合員数は」との質疑に対し、「現在の組合員数は209名である」との答弁がありました。

次に、「旧店舗の取扱いについては、どのようにしているのか」との質疑に対し、「旧店舗においても、当初は販売する予定であったが、来場者の動線が道路を横断する状況であることから、販売することができない。現在はイベント時や新商品の検討会などで活用している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「指定管理者の指定について」申し上げます。

本案は、茂原市第1自転車駐車場から第7自転車駐車場の指定管理者について、指定期間が令和3年3月31日で終了するため、新たに指定をするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「公益社団法人茂原市シルバー人材センターの現在の従業員数は」との質疑に対し、「現在の従業員数は387名である」との答弁がありました。

次に、「自転車駐車場にある放置自転車の取扱いについては、どのようにしているのか」との質疑に対し、「警察に照会を行い、所有者が判明した場合は通知をしている。また、引取りがない場合は、自転車組合に買い取ってもらうか、別業者で廃棄処分をしている」と答弁がありました。

次に、「放置自転車の台数は」との質疑に対し、「平成29年度は222台、平成30年度は186台、令和元年度は242台である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号は、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（ますだよしお君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩します。

午後2時14分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時25分 開議

○議長（ますだよしお君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。金坂道人議員。

(14番 金坂道人君登壇)

○14番(金坂道人君) 会派もばら会の金坂です。先ほど、決算審査特別委員会中山委員長より、委員会では本認定案を不認定とすることと決した旨の報告がなされました。私は、会派を代表して、認定案第1号「令和元年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論をいたします。

令和元年度は、9月の台風15号、10月25日の豪雨の度重なる災害により、本市は甚大な被害に見舞われました。市長の英断により、いち早く財政調整基金を取り崩し、補正予算で躊躇なく迅速に被害復興に取り組んだことは、大いに評価できるものであります。

一宮川の浸水対策につきましては、国・県に要望するとともに、内水対策ではスピード感を持って住民の命、暮らしを守る対応が取られました。災害ごみの処理につきましても、仮置場の設置から処分に至るまで、国・県・広域と連携し、迅速かつ適切な対応が取られました。また、教育関係では、茂原市学校教育センターを建設し、安全で温かくおいしい給食の提供の開始及び全小中学校に空調設備を設置し、子どもたちの生命を守るとともに、学習環境の充実を図りました。

本市にとっては、相次ぐ災害により甚大な被害を受けた令和元年度でありましたが、市民要望に対し耳を傾け、選択と集中によって予算執行は良好であったと判断できるものであります。

このことから、令和元年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について、認定いただきますようお願い申し上げます。私の賛成討論とさせていただきます。

○議長(ますだよしお君) 三橋弘明議員。

(19番 三橋弘明君登壇)

○19番(三橋弘明君) 志友会の三橋弘明です。認定案第1号「令和元年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場からその理由を述べます。

まず、去年は台風や豪雨により、市民生活に大きな被害が発生しました。市当局の対応、ご尽力には改めて感謝申し上げます。また、その後のコロナウイルス対策にも、万全を期する職員体制に今後も期待を寄せるところでございます。

さて、令和元年度の決算を見ますと、実質収支額が15億5000万円余の黒字決算と多額であり

ます。このことは、市民要望や市民生活の向上、インフラ整備等に応えていないと言えます。また、小中学校、空調設備設置工事については、入札の指名方法にも疑義があり、工事費も他自治体と比べ高額であります。さらに、消費税が上がるのが分かっておるのに8%から10%に引き上げられ、業者に2%分追加払いをしたことは、市民の税金の無駄遣いであり、当局の怠慢と言えます。また、本納小の本納中敷地内への移転については、崖対策や浸水対応も不十分なまま、移転派の声を後ろ楯に、教育所管の方針を強行、拙速に推し進めました。結果、地域を二分するとともに、保護者間にも深い傷を残すこととなり、誠に遺憾と言えます。

市当局は最少の経費で最大の効果とか、スピード感を持って対応と唱えておりますが、現状は逆であると言えます。

以上のことから、予算が適正に執行されているとは言えず、市当局の今後の猛省を願い、反対討論といたします。

○議長（ますだよしお君） 飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党茂原市議団、飯尾 暁でございます。会派を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件は、認定案第1号「令和元年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」、認定案第2号「令和元年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第5号「令和元年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第6号「令和元年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」、以上、各認定案に反対いたしまして、その理由を述べてまいります。

まず、認定案第1号「令和元年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」に反対いたしまして、その理由を述べます。

本決算期は、度重なる安倍政治による貧困と格差拡大の拡大政策の下、10月にはその代表である政権2回目の消費税増税、その後の大洪水、期末のコロナ禍など、市民生活への負の影響が顕著な年度でありました。そうした中での本市の特別な事情ではありますが、災害復旧に努められた皆さんには敬意を表するものであります。

さて、このような状況の下、当該年度においては、地域経済の主役である中小企業や農業への支援では、中小企業者等振興総合支援事業、農業振興を目指す需給調整推進事業などでの支援事業は小規模とはいえ評価されるものでありますが、いまだ道半ばであります。かつての大企業に対する支援と同等の措置が仮になされていれば、地域経済はもっと違った発展を遂げた

ものと考えます。さらに、収入の少ない人ほど苛酷な影響があり、逆進性の強い消費税増税に伴う公共施設利用料の引上げなど、市民の負担増があり、プレミアム商品券事業が全く不振であったことは、低所得者層の生活が限界に近い状況であることを示し、増税対策としては全くの無策であったことが証明されました。

開発面では、急を要する内水対策での事業執行があり、住民の命、暮らしを守る当局の姿勢が示されました。しかし、令和2年の台風シーズンを迎えるにあたっての事業の進行は十分であったのか。誰も反対しない水害対策より、多くの反対意見がある学校統廃合事業に対する異常な強引さ、拙速性を示しているのはなぜでしょうか。災害対策は最も急ぐべき事業であったはずです。

教育、福祉、社会保障関連では、小中学校でのエアコンの設置、市立保育園運営補助に関わる一時預かり事業等で子育て支援の努力も伺えます。しかし、教育でいえば、給付型の奨学金の創設や給食費の無償化、社会保障でも、国保財政への法定外繰入れで滞納者の減税を図るべきでありました。

歳入確保においては、滞納整理の強化をはじめ徴税強化が続いており、これは、徴税の外部委託にもあるように違法性を問われる施策もあり、公共の福祉を旨とする自治体の使命としては、市民の懐を温めた上での税収の確保施策が先行しなければなりません。

以上、申し述べまして、本認定案には反対いたします。

次に、認定案第2号、国民健康保険事業費について述べます。

市町村が運営する国保は、加入世帯の4割が年金生活などの無職者、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険であります。負担能力をはるかに超えた高い国保税に、国民の悲鳴が相次いでいます。国保税を払えず、保険証を取り上げられ、病院に行けず病状が悪化、死に至る痛ましいケースが全国で起こっています。

平均保険税は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。高過ぎる保険税を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費負担がどうしても必要です。現行国保制度がスタートした当初は、国も、国保は低所得者が多いこと、事業所負担がないこと等で、どうしても相当額の国庫負担が必要と認めていました。

ところが、自民党政権は、1984年の法改定で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者も構成も、かつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今では無職と非正規労働者で、合わせると約8割近くになっています。国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保税の高騰が止まらな

くなっています。

本市の国保会計を見ると、後期高齢者医療への移行等で、加入者の減少により、国保税の収支は、前年度と比べると1億7325万円余の減額、7.64%の減でございます。また、7割、5割、2割の法定減免を受けている世帯は53.17%と、加入者の多くが低所得者層という、全国と変わらぬ構造となっていることは否めません。

国保税が協会けんぽなどの保険と比べて著しく高くしているのが、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割という国保独自の保険算定方式であります。低所得者には一定の減額があるものの、子どもの多い世帯ほど国保税が引き上がるこの均等割には、子育て支援に逆行していると批判が上がり、全国知事会からも見直しの要求が出されております。実際、子どもの均等割の減免が全国で広がり、当該年度で25自治体に広がっています。本市においても、均等割の独自減免制度の確立や、今ある減免制度の充実、拡充が必要であります。

一方、前年度に引き続き、国保税引下げが実施され、評価されますが、国保税の負担軽減にはまだまだ及びません。国・県の財政支援は当然のことではありますが、一般会計からの繰入れを強く要望いたしまして、本認定案には反対するものであります。

次に、認定案第5号、介護保険事業について述べます。

介護保険制度は、家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入されましたが、実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。さらに、歴代政権の社会保障削減路線の下、負担増やサービス取上げの制度改悪が繰り返され、介護保険だけで在宅生活が維持できない状況はますます深刻になってきました。

給付削減の改悪は、利用者、家族を苦しめるとともに、いざというときに使えない制度という国民の不信を高め、制度の存立基盤を危うくするだけであります。実際、政府が要支援者や軽度者を介護給付の対象から外す改悪を繰り返す中、介護保険の創設を主導した元厚労省幹部から、このままでは介護保険は国家的詐欺の制度になるという危惧の声も上がっています。利用者から介護サービスを取り上げる改悪や機械的な利用制限の仕組みを撤廃し、保険料、利用料の負担を軽減して、介護保険を必要な介護が保障される制度に改善しなければなりません。

しかし、現在の介護保険制度は、サービスの利用が増えたり介護職員の労働条件を改善すれば、直ちに保険料、利用料の負担増に跳ね返るといった基本的な矛盾を抱えています。厚労省の見通しによると、現在全国平均で月5500円である介護保険料は、2025年には月8100円にまで引き上がります。保険料、利用料の高騰を抑えながら、制度の充実や基盤整備の拡充を図り、本

当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。

日本共産党は、介護負担割合を直ちに10%引き上げ、将来的には国庫負担50%に引き上げることを提案しております。その財源は消費税ではなく、1つには、富裕層や大企業への優遇を改める税制改革、2つ目には、国民の所得を増やす経済改革で確保することを提案しております。

本市では、施設入所の希望者が200人前後で推移しています。第7期介護事業計画では、地域密着型介護施設や小規模多機能型居宅介護施設を増設して待機者解消を図っていますが、なかなか解消には至りません。また、保険料も、介護給付費準備基金等の活用で引上げ幅を抑えてきたことは評価されます。しかし、家族が安心して暮らせるためには、公費負担の拡充とともに、基盤整備の充実や現行の保険料減免制度の拡充、利用料軽減制度の創設などが求められます。

以上のことから、本認定案には反対するものであります。

次に、認定案第6号、後期高齢者医療事業費について述べます。

後期高齢者医療制度は、2008年度の制度導入以来、5回にわたる保険料の値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する要因になっています。制度導入時には、差別制度に怒る国民世論に対して、政府は低所得者の保険料を軽減する措置、特例軽減を導入しましたが、その後、特例軽減を打ち切り、2017年度から保険料を値上げする改悪を実施しています。

高齢化で病気になりがちで医療費もかかる75歳以上の高齢者を別の制度にまとめ、高齢者人口が増えるたびに負担割合の増大が避けられないこの制度は廃止にし、以前の老人保健に戻すべきです。こうした内容を持つ本認定案を認めるわけにはまいりません。

以上、申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

まず、認定案第1号「令和元年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」であります、本案に対する委員長報告は不認定であります。

認定案第1号について、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）



起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第1号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第2号「令和元年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第2号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第4号「令和元年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第4号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「令和元年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第5号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「令和元年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第6号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、他の認定案については一括採決します。

認定案第3号及び第7号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、認定案第3号及び第7号については、いずれも原案のとおり認定することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

まず、議案第10号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第10号は適任と認められました。

次に、議案第11号「損害賠償額の決定及び和解について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

他の議案については一括採決します。

議案第1号から第3号、第7号から第9号、第12号から第13号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第3号、第7号から第9号、第12号から第13号については、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで報告します。

本日、常泉健一議員から、今定例会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 発議案第2号の上程説明並びに審議

○議長(ますだよしお君) それでは次に、議事日程第3「発議案第2号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第2号を上程します。

発議案第2号について、提出者常泉健一君から提案理由の説明を求めます。常泉健一議員。

(21番 常泉健一君登壇)

○21番(常泉健一君) 提出者を代表いたしまして、発議案第2号の提案理由を説明申し上げます。

発議案第2号「二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書の提出について」であります。本市では過去に度々浸水被害が発生しており、特に平成元年8月台風12号、平成8年9月台風17号、平成25年10月台風26号及び令和元年10月25日の大雨に、4度にわたり甚大な被害を受けました。

平成元年及び平成8年の水害の際には、河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、二級河川一宮川の調節池の建設、堤防のかさ上げ、河道掘削が実施され、平成25年の水害以降、調節池の増設等が進められているところであります。また、流下能力の増大を図るため、全面的に改修し、川幅を2倍に広げる計画で整備推進が図られ、そのうちの下流部約5キロメートルにつきましては、河道改修が平成23年度でおおむね完成。上流部約2キロメートル区間においては、引き続き整備が進められております。

しかしながら、令和元年10月25日の大雨では、市内の二級河川一宮川水系の数か所で河川が氾濫し、3名の尊い命が犠牲となり、浸水区域は約1200ヘクタールに及び、約3700戸の住居等が床上床下の浸水被害を受けました。また、国県道を含む主要な道路が長時間にわたり冠水し、市内の交通網は麻痺状態に陥り、住民活動に大きな影響を与えました。

市では、さらなる利益の安全安心を確保するため、現在実施している整備事業に加え、今回採択された河川激甚災害対策特別緊急事業に位置づけられている河道拡幅や護岸法立て等の対策が着実に実施されるとともに、河川整備計画が未作成である上流域及び支川についても、早期の計画策定が望まれております。本市にとって、一宮川水系河川の改修は、住民の生命と財産を守るための生命線であり、全市民が一日も早い洪水被害の解消を強く待ち望んでおります。

これらのことから、二級河川一宮川水系河川改修の整備促進と、そのための大幅な予算の確保を要望すべく、地方自治法第99条の規定により、国及び県へ意見書を提出しようとするものであります。

慎重審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長(ますだよしお君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第2号は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第2号「二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## ○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案の総括審議
3. 発議案第2号の上程説明並びに審議

○出席議員

議長 ますだ よしお 君

副議長 前 田 正 志 君

1番	飯 尾 暁 君	2番	西ヶ谷 正 士 君
3番	石 毛 隆 夫 君	4番	岡 沢 与志隆 君
5番	平 ゆき子 君	6番	大 柿 恵 司 君
7番	向 後 研 二 君	8番	杉 浦 康 一 君
9番	はつたに 幸 一 君	10番	小久保 ともこ 君
11番	田 畑 毅 君	12番	山 田 広 宣 君
14番	金 坂 道 人 君	15番	中 山 和 夫 君
16番	山 田 きよし 君	17番	鈴 木 敏 文 君
19番	三 橋 弘 明 君	20番	竹 本 正 明 君
21番	常 泉 健 一 君	22番	市 原 健 二 君

☆

☆

○欠 席 議 員

な し

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	豊田正斗君
教育長	内田達也君	理事	中村光一君
総務部長	山田隆二君	企画財政部長	麻生新太郎君
市民部長	久我健司君	福祉部長	関屋典君
経済環境部長	飯尾克彦君	都市建設部長	渡辺修一君
教育部長	岩瀬裕之君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	田中正人君
企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	中村一之君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	地引加代子君
福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	花沢春雄君	経済環境部次長 (商工観光課長事務取扱)	山本茂樹君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	白井高君	都市建設部次長 (建築課長事務取扱)	高橋啓一君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	佐久間尉介君	職員課長	平井仁君
財政課長	木島成浩君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	内山千里
局長補佐	鶴岡隆之
議事係長	金坂賢

○議長（ますだよしお君） これをもちまして、令和2年茂原市議会12月定例会を閉会します。  
長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

午後2時59分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年1月26日

茂原市議会議長 ますだ よしお

茂原市議会副議長 前 田 正 志

茂原市議会議員 市 原 健 二

茂原市議会議員 飯 尾 暁